

ハーレーダビッドソンジャパンに対し、公正取引 委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令 －「優越的地位の濫用」(独占禁止法違反)－

公正取引委員会は、2025年9月18日付で、ハーレーダビッドソンジャパン株式会社(公取協会員)が、特定ディーラーに対して自社登録を行わなければ達成できないような販売目標台数を一方的に決めた上で、その達成率を上げるよう強く要請し、達成率が低い場合は改善計画の作成・提出を指示するとともに、その実施を約束させていた等、同社が独占禁止法第19条(同法第2条第9項第5号(優越的地位の濫用))の規定に違反する行為を行っていたとして、以下のとおり、排除措置命令及び課徴金納付命令を行いました。

会員各社におかれましては、同様の行為を行うことのないよう、改めて社内における周知徹底をお願いいたします。

<違反行為者及び課徴金額>

名 称	ハーレーダビッドソンジャパン株式会社
所在地	東京都新宿区六丁目27番30号
代表者	代表取締役 玉木 一史
課徴金額	2億1147万円

<違反行為の概要>

遅くとも令和5年1月31日以降、特定ディーラーに対し、自社登録を行わなければ達成できないような販売目標台数を一方的に決めた上で、次の方法等により事業活動を行うことを余儀なくさせていた。

1. 特定ディーラーに合意書を提示するまでの間に、合意書に記載する販売目標台数の案に関して、特定ディーラーとの協議を行っておらず、意見を述べる機会も与えていなかった。また、合意書を提出させるまでの間に、合意書に記載した販売目標台数の根拠を十分に説明することもなかったほか、特定ディーラーがその数値について意見を述べ、又は下方修正を要請したとしても、協議をほとんど行わず、販売目標台数を下方修正することなく、署名押印済みの合意書を提出させるなどして、販売目標台数を決めていた。

2. ディーラーにおける販売目標台数の達成率が一定割合に満たなかったなどの結果、2回連続で低評価が下された場合には、当該ディーラーとの契約が更新されないなどの可能性がある中で、販売目標台数に従って顧客に販売するために必要な時間的猶予が存在しない状況下において、営業責任者の指示の下、営業担当者から電話等により、特定ディーラーに対して、当該月の販売目標台数の達成率を上げるように強く要請していたほか、低評価を下した特定ディーラーに対して、翌四半期以降における販売目標台数の達成率等の改善計画を作成させるとともに、当該特定ディーラーの代表者等との面談において、その実施を約束させていた。

<排除措置命令の概要>

1. 取締役会において、違反行為を取りやめている旨、今後、同様の行為を行わないことを決議しなければならない。
2. 前記1. に基づいて採った措置を、ディーラーに通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの方法は、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
3. 今後、同様の違反行為を行ってはならない。
4. 次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置は、遵守されるために十分なものでなければならず、公正取引委員会の承認を受けなければならない。
 - 1) ディーラーとの取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の自社の役員及び従業員に対する周知徹底
 - 2) ディーラーとの取引に関する独占禁止法の遵守についての、自社の役員及び従業員に対する定期的な研修並びに第三者による定期的な監査
5. 前記1. 2. 及び4. に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告するとともに、前記4. 2) に基づいて講じた措置の実施内容を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告しなければならない。

<課徴金納付命令の概要>

令和8年4月20日までに、「課徴金」(2億1147万円)を支払わなければならない。

■排除措置命令及び課徴金納付命令の詳細については、[公正取引委員会ホームページ](#)をご覧ください。

この件に関するお問い合わせは・・・

一般社団法人 自動車公正取引協議会 業務本部 二輪車業務部まで
nirin-info@aftc.or.jp TEL 03-5511-2113 FAX 03-5511-2114